

議第6号議案

東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年12月3日

提出者

| | | | | |
|----------|---|---|---|----|
| 東大和市議会議員 | 中 | 間 | 建 | 二 |
| 〃 | 根 | 岸 | 聡 | 彦 |
| 〃 | 尾 | 崎 | 利 | 一 |
| 〃 | 床 | 鍋 | 義 | 博 |
| 〃 | 大 | 后 | 治 | 雄 |
| 〃 | 和 | 地 | 仁 | 美 |
| 〃 | 実 | 川 | 圭 | 子 |
| 〃 | 中 | 村 | 庄 | 一郎 |
| 〃 | 木 | 下 | 富 | 雄 |

東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例
東大和市議会議員政治倫理条例（平成15年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。